

東京都中小企業平成25年台風26号大島災害対策利子補給金交付申請書

東京都知事

大島町長 殿

年 月 日

フリガナ 住 所 (本店所在地)	〒						
	電話番号			Fax.番号			
フリガナ 法人名又は氏名 (代表者氏名)	実印 大・昭・平 年 月 日生 (歳)			法 人		個 人	
				資本金	万円	家族 従業員	名
フリガナ 商号		業種		従業員	名	従業員	名

東京都中小企業平成25年台風26号大島災害対策利子補給金交付要綱及び平成25年台風26号大島災害対策大島町利子補給金交付要綱に基づき、下記について利子補給金の交付を申請します。

記

融資の種類	東京都中小企業災害復旧資金融資（平成25年台風26号に伴う被害）		
融資実行金額	千円	償還期限	年 ヶ月 (据置期間を含む)
融 資 申 込 金 融 機 関	銀行 信用金庫 店 信用組合	資金使途	運転資金 ・ 設備資金
		償還方法	分割返済 ・ その他 (元金据置期間は1年以内)
		利率の適用	全部保証利率 ・ 責任共有利率
利子補給金の振込先	銀行・信用金庫・信用組合 店		

今回実行された融資のほかに、既に利子補給金交付決定を受けた融資がある場合は、以下にご記入下さい。

東京都中小企業災害復旧資金融資（平成25年台風26号に伴う被害）		
交付決定番号	融資実行金額	利率の適用
	千円	全部保証利率・責任共有利率
	千円	全部保証利率・責任共有利率
	千円	全部保証利率・責任共有利率
合計		千円

- (注意事項) ① 利子補給金の交付決定については後日お知らせします。
 ② 利子補給の対象期間は、融資を実行した日から融資の最終履行期限が到来する日までとなります。
 ③ 利子補給金交付対象額は、融資を受けた額のうち1億円を限度とし、融資利率のうち都が年1.0%、町が年0.5%を補給します。責任共有利率が適用される場合には、融資額の全額に対し都が全部保証利率との金利差相当分（年0.2%）を別途補給します。
 ④ 利子補給金は直接取扱金融機関に交付いたします。このため、お支払いいただく利子は、利子補給相当分を差し引いた金利相当分となります。
 ⑤ 借受時の償還予定表のコピーを添付して提出してください。

<金融機関使用欄>

金 融 機 関
受付年月日・支店名

金融機関は、受付年月日・金融機関名を明記し、「償還予定表」、「東京都中小企業災害復旧資金融資実行通知書」（要綱第2号様式）「支払金口座振替依頼書」（都・町分。以前送付されている場合は不要）を添付の上、下記送付先に直接送付願います。

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
 東京都産業労働局金融部金融課金融担当(利子補給)
 TEL 03-5320-4879

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

平成 年 月 日

東京都知事 殿

東京都中小企業平成25年台風26号大島災害対策利子補給金は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に振り込んでください。

依頼人	{	住所		
		氏名	(連絡先電話番号 ())	①

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。